

議案第2号

西海市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

西海市下水道条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年1月26日 提出

西海市長 濱川 光之

西海市条例第 号

西海市下水道条例の一部を改正する条例

西海市下水道条例（平成20年西海市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項の表を次のように改める。

名称	処理区域
平原地区農業集落排水処理施設	西彼町平原行政区の一部
皆割石地区農業集落排水処理施設	西彼町八木原行政区の一部
小迎地区農業集落排水処理施設	西彼町小迎行政区の一部
亀浦風早地区農業集落排水処理施設	西彼町亀浦行政区、風早行政区及び白似田行政区の各一部
川内水浦地区農業集落排水処理施設	西海町川内行政区、丹納行政区及び水浦行政区の各一部

太田和地区農業集落排水処理施設	西海町太田和行政区及び中浦行政区の各一部
横瀬地区農業集落排水処理施設	西海町横瀬東行政区、横瀬西行政区及び面高行政区の各一部
柳地区農業集落排水処理施設	大瀬戸町柳行政区の一部
多以良地区農業集落排水処理施設	大瀬戸町下郷行政区及び上郷行政区の各一部
雪浦地区農業集落排水処理施設	大瀬戸町南区行政区、中区行政区、北区行政区、西区行政区及び小干行政区の各一部

第30条第1項の表を次のように改める。

名称	処理区域
江島漁業集落排水処理施設	崎戸町江島東行政区、江島西行政区及び江島浜行政区の各一部
黒瀬地域下水処理施設	大島町黒瀬行政区の一部
大島塩田漁業集落排水処理施設	大島町大島行政区及び塩田行政区の各一部

第32条第1項の表を次のように改める。

名称	処理区域
内浦地域下水処理施設	大島町中央行政区の一部
真砂地域下水処理施設	大島町真砂行政区、馬込行政区及び中央行政区の各一部

楠地地域下水処理施設	大島町馬込行政区の一部
塔の尾太田尾地域下水処理施設	大島町塔の尾行政区及び太田尾行政区の各一部
間瀬地域下水処理施設	大島町間瀬本町行政区、間瀬東町行政区、百合ヶ丘行政区、真砂行政区及び徳万行政区の各一部

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

新旧対照表

西海市下水道条例の一部を改正する条例

新	旧																
西海市下水道条例 平成20年12月26日 西海市条例第65号	西海市下水道条例 平成20年12月26日 西海市条例第65号																
第1条～第20条 (略) (農業集落排水処理施設の名称等)	第1条～第20条 (略) (農業集落排水処理施設の名称等)																
第21条 農業集落排水処理施設の名称及び処理区域は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平原地区農業集落排水処理施設</td> <td>西彼町平原行政区の一部</td> </tr> <tr> <td>皆割石地区農業集落排水処理施設</td> <td>西彼町八木原行政区の一部</td> </tr> <tr> <td>小迎地区農業集落排水処理施設</td> <td>西彼町小迎行政区の一部</td> </tr> </tbody> </table>	名称	処理区域	平原地区農業集落排水処理施設	西彼町平原行政区の一部	皆割石地区農業集落排水処理施設	西彼町八木原行政区の一部	小迎地区農業集落排水処理施設	西彼町小迎行政区の一部	第21条 農業集落排水処理施設の名称及び処理区域は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平原地区農業集落排水処理施設</td> <td>西彼町平原郷の区域 (一部の区域を除く。)</td> </tr> <tr> <td>皆割石地区農業集落排水処理施設</td> <td>西彼町八木原郷皆割石地区的全域</td> </tr> <tr> <td>小迎地区農業集落排水処理施設</td> <td>西彼町小迎郷の区域 (一部の区域を除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	処理区域	平原地区農業集落排水処理施設	西彼町平原郷の区域 (一部の区域を除く。)	皆割石地区農業集落排水処理施設	西彼町八木原郷皆割石地区的全域	小迎地区農業集落排水処理施設	西彼町小迎郷の区域 (一部の区域を除く。)
名称	処理区域																
平原地区農業集落排水処理施設	西彼町平原行政区の一部																
皆割石地区農業集落排水処理施設	西彼町八木原行政区の一部																
小迎地区農業集落排水処理施設	西彼町小迎行政区の一部																
名称	処理区域																
平原地区農業集落排水処理施設	西彼町平原郷の区域 (一部の区域を除く。)																
皆割石地区農業集落排水処理施設	西彼町八木原郷皆割石地区的全域																
小迎地区農業集落排水処理施設	西彼町小迎郷の区域 (一部の区域を除く。)																

新	旧
亀浦風早地区農業 集落排水処理施設	西彼町亀浦 <u>行政区</u> 、風早 <u>行政区</u> 及び白似田 <u>行政区</u> の各一部
川内水浦地区農業 集落排水処理施設	西海町川内 <u>行政区</u> 、丹納 <u>行政区</u> 及び水浦 <u>行政区</u> の各一部
太田和地区農業 集落排水処理施設	西海町太田和 <u>行政区</u> 及び中浦 <u>行政区</u> の各一部
横瀬地区農業集落 排水処理施設	西海町横瀬東 <u>行政区</u> 、横瀬西 <u>行政区</u> 及び面高 <u>行政 区</u> の各一部
柳地区農業集落 排水処理施設	大瀬戸町柳 <u>行政区</u> の一部
多以良地区農業 集落排水処理施設	大瀬戸町下郷 <u>行政区</u> 及び上郷 <u>行政区</u> の各一部
	亀浦風早地区農業 集落排水処理施設
	西彼町亀浦 <u>郷</u> 、風早 <u>郷</u> 、白似田 <u>郷元越地区</u> の区 域（一部の区域を除く。）
	川内・水浦地区農業 集落排水処理施設
	西海町太田原 <u>郷</u> 、川内 <u>郷</u> 、丹納 <u>郷</u> 、水浦 <u>郷</u> の区 域（一部の区域を除く。）
	太田和地区農業 集落排水処理施設
	西海町太田和 <u>郷</u> 、中浦北 <u>郷</u> の区域（一部の区域 を除く。）
	横瀬地区農業集落 排水処理施設
	西海町横瀬 <u>郷</u> 、面高 <u>郷</u> の区域（一部の区域を除 く。）
	柳地区農業集落 排水処理施設
	大瀬戸町多以良外 <u>郷</u> の区域（一部の区域を除 く。）
	多以良地区農業 集落排水処理施設
	大瀬戸町多以良内 <u>郷</u> の区域（一部の区域を除 く。）

新		旧	
雪浦地区農業集落排水処理施設	大瀬戸町 <u>南区行政区、中区行政区、北区行政区、西区行政区及び小干行政区の各一部</u>	雪浦地区農業集落排水処理施設	大瀬戸町 <u>雪浦上郷・下郷・下釜郷、瀬戸東浜郷の区域（一部の区域を除く。）</u>
2 (略)		2 (略)	
第22条～第29条 (略)		第22条～第29条 (略)	
(漁業集落排水処理施設の名称等)		(漁業集落排水処理施設の名称等)	
第30条 漁業集落排水処理施設の名称及び処理区域は、次のとおりとする。		第30条 漁業集落排水処理施設の名称及び処理区域は、次のとおりとする。	
名称	処理区域	名称	処理区域
江島漁業集落排水処理施設	崎戸町 <u>江島東行政区、江島西行政区及び江島浜行政区の各一部</u>	江島漁業集落排水処理施設	崎戸町 <u>江島の全域</u>
黒瀬地域下水処理施設	大島町 <u>黒瀬行政区の一部</u>	黒瀬地域下水処理施設	大島町 <u>黒瀬地区の全域</u>
大島塩田漁業集落排水処理施設	大島町 <u>大島行政区及び塩田行政区の各一部</u>	大島塩田漁業集落排水処理施設	大島町 <u>大島、塩田地区の全域</u>

新	旧
2 (略) 第31条 (略) (地域し尿処理施設の名称等)	2 (略) 第31条 (略) (地域し尿処理施設の名称等)
第32条 地域し尿処理施設の名称及び処理区域は、次のとおりとする。	第32条 地域し尿処理施設の名称及び処理区域は、次のとおりとする。
名称	処理区域
内浦地域下水処理施設	大島町 <u>中央行政区の一部</u>
真砂地域下水処理施設	大島町 <u>真砂行政区、馬込行政区及び中央行政区の各一部</u>
楠地地域下水処理施設	大島町 <u>馬込行政区の一部</u>
名称	処理区域
<u>馬込地域下水処理施設</u>	<u>大島町馬込西、中央地区の全域馬込東地区の区域（一部の区域を除く。）</u>
内浦地域下水処理施設	大島町 <u>内浦地区の区域（一部の区域を除く。）</u>
真砂地域下水処理施設	大島町 <u>真砂地区の区域（一部の区域を除く。）</u>
楠地地域下水処理施設	大島町 <u>馬込東地区の区域（一部の区域を除く。）</u>

新	旧
塔の尾太田尾地域下水処理施設	大島町塔の尾 <u>行政区</u> 及び太田尾 <u>行政区</u> の各一部
間瀬地域下水処理施設	大島町間瀬本町行政区、 <u>間瀬東町行政区</u> 、百合ヶ丘行政区、真砂行政区及び徳万行政区の各一部
2 (略) 第33条～第53条 (略)	塔の尾、太田尾地域下水処理施設 大島町塔の尾、太田尾 <u>地区の区域</u> <u>(一部の区域を除く。)</u>
	間瀬地域下水処理施設 大島町間瀬、百合ヶ丘 <u>地区の全域</u> 大島町真砂、徳万 <u>地区の区域</u> <u>(一部の区域を除く。)</u>
2 (略) 第33条～第53条 (略)	

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。